

書評

坂寄俊雄、塩田庄兵衛 編

『労働問題の今日的課題』

——立命館大学人文科学研究所・研究叢書・3——
(一九七九・八・三〇・刊 有斐閣)

向 井 喜 典

はじめに——本書の輪廓——

戦後日本における労働問題研究は、労働運動がになう課題とその諸経験を反映して、さまざまな方法的対立をともない多面にわたって進められてきた。そうした研究成果をふまえて、その研究方法をあらためて前進させることが必要とされている。おりから日本経済の構造的危機によって深められた国民生活の貧困化と、国家独占資本主義の危機「管理」策にみるファシズム化の動きに対峙して、労働運動が当面している重大な転機が、それをいっそう強めさせているのであると

いえよう。こうした必要に依えて、立命館大学人文科学研究所の労働問題研究会から生まれたのが、坂寄俊雄、塩田庄兵衛両教授の編集によって公刊された本書である。その構成と執筆者名(敬称略)はつぎのようになっている。

- 第一章 戦後労働運動の三〇年——時期区分とその特徴点——
塩田庄兵衛
- 第二章 階級構成の分析目的
大橋 隆憲
- 第三章 階級構成分析の問題点
川口 清史
- 第四章 雇用・失業問題の展開過程
戸木田嘉久
- 第五章 雇用対策法制とその破綻
三好 正巳
- 第六章 配転・出向をめぐる判例の動向と課題
窪田 隼人

第七章 公務労働論の史的展開と課題

有田 光雄

第八章 婦人労働と婦人労働論

宝光井頭雅

第九章 「高度成長」過程における建設労働市場構造の変化

中川 勝雄

第一〇章 最低賃金制と労働運動

細迫 朝雄

第十一章 社会保障制度の展開と運動

坂寄 俊雄

本書の「はしがき」において編者は、日本の労働問題が当面している位置と状況を、「資本主義の構造的危機の深まり」というより以上に地球全体の再編成期に当りて、わが国の労働問題はひとつの決算期に達し、転換期にさしかかっている（ivページ）と扱えられている。この重大な転換期における「労働問題研究の前進、労働問題そのものの合理的解決にむけて展望をひらくこと」が、本書に収録された一一篇の論稿を通して意図されている方向である。それらの論稿が対象としている領域は、現代日本の労働問題研究にとって重要ないくつかの問題点にわたっている。そこで、それぞれの論稿にみる基本的な論旨と論点をできるだけ忠実にたどりながら、その意図される方向について考えてみたいと思う。

一 労働運動の時期区分と階級構成分析

本書に収録された一一篇の論稿にとって、その基調をしめすのは、第一章にみる塩田教授の論稿である。そこでは、戦後三〇年にわたる日本の労働運動の諸経験を、教授の数多くの論著にみるように政党と組合の関係に視点を合わせ、統一戦線課題の推移と関連づけて時期区分しつつ概観されている。戦後第一期とされるのは、「占領下の労働運動」について一九五〇年六月の朝鮮戦争勃発の頃まで、第二期は、その後約五年間にみる「サンフランシスコ体制の成立と労働運動の闘性の回復」の時期、第三期は、「高度経済成長」と春闘が開始された五五年夏から六〇年秋の安保・三池闘争の終了期までとされ、第四期は、「高度経済成長」の本格的発展のもとで、六〇年代にみた「労働運動における二つの潮流の対抗」の時期とされている。そして、日本経済の構造的危機に對峙した七〇年代の運動経験を、「危機の深化と革新統一戦線の展望」として、戦後第五期に位置づけられており、その当面している課題を、「日本の労働運動は革新統一戦線の結成によって、国民的多数派による『先進国革命』の路線を切り開いて進むか、それとも、『有事立法』の策定の計画などに現れているように危機の打開を……『軍事大国』の方向へ

の歴史的逆転に求める、新しいファシズム勢力に屈服するかの岐路に立っている」（二四ページ）と述べて結ばれている。

それは、当面する日本の労働問題研究にとって、現代民主主義の課題を追求する必要がきわめて大きいことを示唆されるものであるといえよう。

戦後労働運動の時期区分について、なおも研究者のあいだに定説が確定されているわけではない。教授が引照される清水慎三教授の所説との対比でみても、何をもちて時期区分の基準とするかという問題にそれは深くかかわり合っているといえる。塩田教授による時期区分の基準が、政党と組合の関係を軸に、統一戦線課題の推移と関連つけて設定されたことは、当面する危機の民主主義的解決にむけて重要なところであるろう。あえて望蜀の念をつけ加えれば、戦後日本資本主義の歴史的位置とその国際的諸条件によって規定される資本蓄積と階級支配の機構によって、労働者階級の内部にいかなる質の矛盾が生まれ、それを克服すべき諸契機がどのように形成されているかという点についても、そうした視座からいっそう明確にさせていたできなかった問題がいくつかあるように思われた。危機の限局面に対峙して、教授が重視される

『職場の自由と民主主義』を守るための労働者側の反撃」（三三ページ）についても、それを阻む企業主義的潮流をいかにして克服すべきかという問題を、未組織労働者の組織化を含む地域闘争課題といっそう密接に関連つけて論及されること、今日とりわけ必要ではなかったであろうか。教授が設定された時期区分にみる視座からすれば、おそらくそれらの論点はすでに含意されていたはずのものであり、評者の理解力が乏しく読みとりえなかったのかも知れないと思う。

第二章および第三章には、これと対応して、階級構成分析の課題を、労働者階級がなう主体的役割に見出される論稿がおさめられている。第二章では、戦後日本における階級構成分析の動向を主導してきた大橋隆憲教授が、従来みた研究成果をさらに前進させるために、「階級構成の分析目的は階級闘争過程の分析にあつたはずである」（四八ページ）との視点から、諸階級の指標概念と指標算式を規定するための前提として、あらためて『階級闘争と不可分に結びついた諸階級』の理論的概念（二六ページ）を明確にする必要があることを提唱されている。そして、最近の階級論にみる特徴的な二つの国際的潮流について批判的に紹介されている。ひと

つは、最近のヨーロッパ諸国における「階級」論争のなかで、労働者階級を物質的生産労働者のみに限定して、増大する不生産的労働者を「新しい小ブルジョアジー」と規定する視点から、「先進国革命」の路線に対して批判的な波紋を投げかけている、ルイ・アルチュセールやN・ブーランツアスらの階級論についてであり、いまひとつは、「世界資本主義」の構造的関連を、低開発国の立場から「発達した資本主義中心部」と惑星的な「従属的周辺部」とに区分して解明する、サミール・アミンやA・G・フランクラの考え方についてである。わが国における階級構成分析の諸成果が、当面する「先進国革命」の路線に應えるべくその視座と方法を前進させるためには、そうした二つの極に立つ国際的潮流に対決する必要がある時期であることを示唆されているのである。

教授が、そのための課題提起として、「(一)諸階級、(二)政治諸勢力、(三)階級闘争、の三者の諸規定とそれらの諸関係をどう考えるか」(二六ページ)と問われていることは、小山陽一教授らとの共訳で最近刊行されたアラン・ハント編『階級と階級構造』(法律文化社、一九八〇年)にみる、その「日本語版

坂寄俊雄・塩田庄兵衛編『労働問題の今日的課題』(向井)

への序文」に通じるものを思わせる。この書物は、イギリス共産党の綱領改訂作業に関連しておこなわれた研究会の報告集であり、この会議の組織者であった編者ハントは、従来のいわゆる「正統派」マルクス主義にみた社会階級論の経済的土台への還元主義をきびしく批判し、「階級」と「政治的勢力」とを明確に区別すべき必要を強調している。そして、「日本語版への序文」において、「諸階級は、経済的諸関係の(あるいは、もっと正確を期すれば、社会的生産関係の)集中的表現である」が、「階級闘争を戦い抜くのは決して諸階級それ自体ではなく、階級闘争はつねに一定の政治的・社会的諸勢力を介して、あるいは、それらの形態で、戦い抜かれる」(iiiページ)と述べている。一方での経済的なものと、他方での政治的・イデオロギイ的なものとをどのように関連づけて把握すべきかが、ここでの問題なのであり、大橋教授による課題設定は、そうした方向と重なり合っており、わが国における社会階級論の再検討への気運をいっそう促進されるものであろう。戦後日本における労働者階級の状態と運動についてたどり返すためにも、そこから学ぶべき方法的示唆が大きいに評者には思われた。

階級構成分析における現代民主主義の課題を、戦後日本の階級構成の実態をふまえてさらに具体化されるのが、第三章にみる川口清史助教授の論稿である。ここでは、大橋教授作成の階級構成表によって、「高度経済成長」期とその後にみる日本の階級構成の推移を概観され、そこから導かれた基本的ないくつかの問題点を、「独占資本主義段階の階級構成分析の諸論点」として提起されている。それはまた、従来みたわが国の階級構成表では、資本家階級、自営業者層、労働者階級といった、自由競争的資本主義段階と同様な三分を基本としていたために、現代の最も主要な階級対抗である独占資本ないし金融資本と労働者階級を中心とする被支配階級との対抗がそこからは読みとりえないと批判するものであり、最近の研究動向において重要な位置づけをもつものといえよう。なかでも重点をおかれているのは、「法人資本主義」現象にもなって特徴的な支配に足るだけの株式を所有しない管理者層の増加、および、これとらんで重要な非物質的部門労働者の著しい増大がもつ、その階級の配置の捉え方についてである。

従来のわが国における階級構成表では、「国勢調査」が表

示する管理的職業従事者を、その「従業上の地位区分」にみる役員も雇用者も含めてすべて資本家階級に分類してきた。それは統計処理上の限界であるばかりでなく、役員でない管理者を、所有の裏付けがない機能資本家とする理論的規定に基づくものでもあった。ところが、フランス共産党経済部エ・コノミー・エ・ポリティーク誌編『国家独占資本主義』や、ソ連科学アカデミー世界経済・国際関係研究所編『現代独占資本主義の政治経済学』、また、最近わが国で注目されているアメリカ合衆国のH・ブレイヴァマンの『労働と独占資本』によれば、資本家階級は最高経営者層のみとして、大半の管理者層を、労資いずれの階級にも完全には帰属させえない「中間諸層」に分類している。そうした動向を念頭におかれた川口助教授は、「国勢調査」から日本の資本家階級を検出しようとするならば、「とりあえず企業経営者」会社役員層のみとして、一九七五年の「国勢調査」では、その総数を「会社役員約一一〇万人に限定する方がより現実に接近できる」（六八ページ）と述べられる。「とりあえず」と言われる意味は、「役員が分業化された管理のいかなる部分を担っているか、逆に言えば、いかなる管理機能が法的に資本の代表

となるかを検討しなければならないからである」(七二ページ)。そして、資本金五〇億円以上を独占資本とすると、七五年度「国勢調査」ベースでは、「独占資本家層は一万二〇〇〇人、[就業人口の]〇・二%となる」(六九ページ)と推定されている。「労働者階級がすでに六〇%を超えているにもかかわらず、一%に満たない少数者の支配を許す構造が、労働者階級の内部にどう構成され、それを克服する契機がどこに構成されているか(七二ページ)を問われるのが、ここでの課題意識である。

管理的職業従事者の階級的帰属について重視されるのは、『資本論』が示したように、管理が、協業による「労働過程そのものの遂行のための必要条件」であると同時に、それが「社会的労働過程の搾取の機能」であるという、その二重性についてである。管理がもつ資本機能という側面からすれば、管理的職業従事者をすべて資本家階級と規定することも可能であるが、現代独占資本主義が「死滅しつつある資本主義」であることを階級構成から明らかにするためには、「この資本の機能である管理を労働者が担い、いまや資本家が不必要になるほどに労働者階級が成長しつつあることを明示すること

とこそ重要である」(七〇ページ)と述べられている。「資本論」にいう「指揮の労働がまったく資本所有から分離して街頭をさまよう」(『資本論』第三部、全集第七卷、四八五ページ)事態を、重視されるのであり、そしてレーニンの労働貴族論が「労働者階級の特定少数の上層を想定していた」(七二ページ)のに対して、今日の管理労働者は、「特定の上層というよりも上から下へのヒエラルヒーとして存在している」(七〇ページ)ということを強調されている。

管理労働者になう革新的役割をこうした視点から重視される発想は、山口正之教授らの民主主義的管理論に示唆を求められるものでもある。しかしながら、「管理労働者の『下層』と『上層』を『根本的に区別する』理論的標記をみいだすことはそれほど容易なことではない」ことは、山口教授も述べられたところであり(七一ページの引用による)、川口助教授自身も、日本における管理労働者の現状が、「企業間ヒエラルヒーと企業内ヒエラルヒーの二重の格差構造の中で、管理労働者は横断的な社会層として自己を形成しえないまま資本に包摂されている」(七三ページ)ことを明確にされている。そうであれば必要なのは、このような現状にいつそう密接に

関連づけて、その立論を展開されるべきものではなかったであらうか。そのためには、管理労働者の横断的な結集とそれにならうべき革新的役割が、資本の専制的支配のもとで分断され包摂されている機構そのものについて、さらに明確にされるべきであらう。そうした検討を深められないままで、「管理労働者の増大は、労働者の自主管理の基盤であり、『新社会の形成的諸要素』の一つである」と同時に、「今日重要なことは、この管理労働者の増大が、『旧社会の変革的契機』の一つであることを明らかにすることであらう」(七三ページ)と短絡的に結論されたのでは、その立論が今日においてもつ重要さをかえって不透明にさせる結果になりかねないであらう。管理労働がもつ「二重性」に視点を合わせて進められた現代労働者階級論の理論的彫琢への志向が意図する、その今日的課題のためにも、生産手段の資本主義的所有関係にもとづく所有論の諸規定との関連を、どのように位置づけるかが問われなければならないように思われる。現代国家独占資本主義の社会的労働組織のなかにおいても、管理労働者の位置と役割は、こうした基礎の上でこそ明確にされるものであらう。所有論の諸規定とその変革契機を明確に

位置づけられるべき必要が、その立論が意図される課題からいっても著しく大きいのである。

非物質的部門労働者の位置づけ方についても、疑問の余地がないわけではない。生産的労働者を労働者階級の中核とみなす従来の「正統派」マルクス主義の考え方が、「生産的労働」物質的労働という生産的労働の通俗的理解から、物質的労働者中核論になってしまっており、その根拠はいまいにあってしまっている」(七四ページ)との批判は、たしかに今日きわめて重要である。川口助教も述べられたように、「非物質的部門においても……生産的労働の概念は成り立つ」(七四ページ)からである。そうだからといって、「労働者のおかれている状況からは、今日では、物質的か非物質的かの区分はほとんど意味を失ったと言える」(七四ページ)のかどうか、そこに問題があるように思われる。この点については、土地制度史学会一九七八年秋季学術大会において、加藤佑治、島崎美代子両教授の御報告に対するコメントのなかで、若干の私見を述べる機会があった(拙稿「労働者階級の構成」対抗をめぐる若干の論点」土地制度史学会編『資本と土地所有』農林統計協会、一九七九年、所収)ので、併せて検討いただければ幸

甚である。そこでも述べておいたように、わが国においても一九六〇年代後半から、重化学工業を代表とする物質的生産部門労働者の増加が相対的に緩慢となり、それに代わって非物質的部門労働者の著しい増大が目ざれるところである。

もとより社会的生産諸力の内的編成を民主主義的に規制し変革させようとする当面する経済の民主主義的再建の課題にむけて、重化学工業労働者を中心とする物質的生産労働者もつ位置と役割は、なおも極力重視されなければならないところであり、社会的労働組織のなかにおいてもつ非物質的部門労働者の位置と役割も、それと関連つけて説明されなければならないものであらうと評者は考えている。そうした検討が深められないかぎり、現代国家独占資本主義の再生産蓄積機構についての解明と、階級構成分析の当面する課題とのあいだに必要な接点が見失われることにならないであらうか。

川口助教の見解は、このような認識にもとづいて、労働者階級の内部構成について分析する基準を、剰余価値生産の機構と関連つけた生産的労働・不生産的労働という従来みた区別から、「産業別の分析」へ、さらに「生産関係の形態」雇用関係」に着目して、「国家部門、公共企業、資本制企業、

自営業など、それぞれの雇用関係の分析」(七四ページ)へと移し替えようとされるのである。そしてそれは、「現実の労働運動の分析から抽象的な理論へと下向することが先行されなければならないだろう」(七四ページ)、との提言に照応するものようである。そうであるならば、階級構成分析にとつて基礎規定をなすところの、所有論の諸規定とその変革契機を、そして、剰余価値生産の機構との関連を、そのような筋道を通してどのように位置づけられるのが、なおさら問われなければならないであらう。ここでまた、さきに引用した大橋教授による課題設定、すなわち、「(一)諸階級、(二)政治的諸勢力、(三)階級闘争、の三者の諸規定とそれらの諸関係をどう考えるか」(二六ページ)という問いのもつ意味が、あらためて確かめられなければならないのではあるまいか。「資本家階級と労働者階級の区別は、階級闘争という点からみれば、その境界は絶対的なものではない」(七二ページ)という表現も、それが社会的労働組織の中における諸階級の配置について述べられているのか、それとも階級闘争をたたかいぬく政治勢力の相互関係について述べられているのかについての検討を深めさせずにはおかないものであるように思われる。

二 雇用・失業問題と就労権保障の課題

第四章にはじまるいくつかの論稿では、おりから深刻となつた雇用・失業問題をめぐる諸領域について検討されている。第四章では戸木田嘉久教授が、戦後日本における雇用・失業問題の雇用過程を産業循環の各周期と関連づけて検討され、今日の経済危機下におけるその歴史的位置を確定することを課題とされる。そして、マルクス資本蓄積論・相対的過剰人口論の観点を援用・展開することに、その分析のための理論的基礎づけを求められており、『経済白書』や『労働白書』にみる雇用・失業問題の捉え方について、労働力需給関係の変動を現象的に後追いつする「ブルジョアの均衡理論」であると批判されている。このような視点から教授が重要な関心をむけられるのは、一九五八年恐慌を転機とした戦後循環の第二周期に、独占資本の高度蓄積過程に照応して現われた「労働力不足」論の役割についてである。

戦後循環の第二周期に、一九六〇年の「国民所得倍増計画」の延長線上で、生産の拡大、「経済成長」にともなう労働力需給関係の逼迫はやがて低賃金を解消させると主張して

現われたのが、いわゆる「労働力不足」論である。それは、六四〜六五年の不況を経過した後、労働力の「効率的な利用」がなされないかぎり労働力「不足」は、賃金を急上昇させる背景となつて、「国民経済の持続的成長」を阻害する要因となつたという論調を強めたのであつた。そこで、戦後循環の第一周期にみた雇用・失業問題の特徴を、五〇年代前半におおける「下請け制・臨時工、社外工制度の再構築」、その後半における、中小企業の雇用増を中心とした「相対的過剰人口の『吸引』」の諸形態などについて検討された教授は、その基礎の上で、六〇年代における賃金の急上昇は、「労働力不足」に真の原因があつたかどうか、また、いわゆる労働力「不足」の「実質」はどうであつたのかを、独占資本の高度蓄積過程と関連づけて分析されている。

六〇年代における賃金の急上昇について、その「根本的な理由」(九一ページ)として教授が重視されるのは、戦前の植民地低賃金を規定した「日本資本主義の半封建的な社会的・経済的諸形態」が、敗戦にともなう一連の「民主的改革」によって多かれ少なかれとり除かれたことであり、そうした基礎の上で、戦後資本主義の蓄積過程そのものが、労働力の価

値および賃金に対して「二重の規定性」（九二ページ）をもつたことである。すなわち、資本の蓄積過程をささえる剰余価値生産の方法の発展は、労働力の価値および相対的賃金を低下させ、剰余価値率の上昇と労働者階級の貧困化を進めさせるばかりでなく、このおなじ過程において、社会的生産力の発展と、それにもなる労働者階級の成長および「社会的欲望」の増大をうながし、その要求と闘争の前進にささえられて、労働力の価値を構成する「必要な生活手段の範囲」と賃金水準を上昇させざるをえないことである。このような視点から、教授は、六〇年代の賃金の急上昇について、それは、国家独占資本主義の相対的に持続的な成長過程に照応して社会的欲望を向上・発展させる合法的過程が、「歴史上例のないほど大規模かつ急テンポでしかも連続的に進行した」（九二ページ）ことを反映したとはいえ、その到達点はヨーロッパ水準を下回り、労働生産性と労働の国民的強度の増大にもなつて「労働力の価値を低下させ、剰余価値率を高め、逆に相対的賃金を低下させた」（九三ページ）のであることに注目されている。

労働力の「不足」による低賃金構造の解消という主張が、坂寄俊雄・塩田庄兵衛編『労働問題の今日的課題』（向井）

六〇年代前半において有力な論拠としていたところの、経営規模別賃金格差の縮小について、その「主導的な要因」（九四ページ）は、独占資本が一方では従来の中小企業の労働市場にまでわり込んで学卒労働力を確保し、労働力構成の若返りによる総支払賃金の節約を図るとともに、他方では、古い型の熟練の中高齢層を「反撥」し、職務給の導入によって中高年齢賃金の相対的切下げを強めたこと、その結果として、中小企業の求人難による初任給の引上げ、従業員構成の中高齢化による総支払い賃金の増大、小企業における中年層確保のための賃金は正が進められたことによる、と教授は述べられる。そして、「その実質は、戦後賃金水準の新たな形成を背景として、むしろ大企業の賃金が中小企業の賃金水準に平準化されつつあることを示すものであった」（九五ページ）と規定されている。さらに、独占的大企業による労働力の「吸引」が戦後最大の規模となったこの時期にさえ、大企業からの中高齢労働力の「反撥」を起動点とし、農民層分解による賃労働者化や、労働者家族および都市自営業家族の多就業化を含めて、相対的過剰人口を析出し産業予備軍を形成する合法的過程が、毅然として作用していたことを明確にされて

おり、中小企業「近代化」政策や農業「構造」改善事業などをともなう、労働力流動化政策の開始がそれを強めさせたとして把握されるのである。

「労働力不足」論が「いっそう反動化した」（九六ページ）と教授が述べられる六〇年代後半は、雇用増加が低迷するなかで、独占資本の蓄積テンポが史上最高度にたかまった時期であった。教授は、この時期にみる雇用・失業問題の特徴を、資本主義的技術革新による「省力化」と「合理化」が、独占的大企業ばかりでなく中堅の中小企業においても飛躍的に進み、定員の削減などによって常用雇用者数の増加が相対的に停滞するなかで、臨時工、日雇い、季節労働者、パートタイム、家庭内職など低賃金労働を利用した「差別的な雇用形態」（二〇一ページ）の再編・拡大が、かつてなく発展したことに見出されている。そして、それは、六〇年代にみた転職者の「上向移動」の機会がほとんどなくなり、その「下向移動」が主要な方向として強まった」（二〇〇ページ）ことによるものであり、国家独占資本主義による一連の「構造」政策が、「相対的過剰人口のプールを強権的に創出した」（二〇一ページ）ことを背景とするものであったと規定されている。総

じて、六〇年代の「労働力不足」論がもつ「階級の本質」は、「独占資本の蓄積欲の集中的表現であり、低賃金制を補強するためのイデオロギー的武器にはかならなかった」（二〇二ページ）といわれるのが、そうした諸過程について分析された教授が導かれている結論である。

「高度成長」過程を通して強められた国家独占資本主義による過剰資本の蓄積がもたらした矛盾は、やがて七四年の石油ショックを契機に、構造的な経済危機として爆発したが、教授はこの経済危機下の雇用・失業問題がもつ諸特徴を、独占資本の蓄積条件再構築への動きと関連づけて明確にされている。まず、大企業における賃金抑制と雇用削減をテコとした「合理化」が、従来は「終身雇用」の慣行によって守られてきたように思われる中間管理職層や、技術者、研究・開発労働者へも、深刻な雇用不安を広げさせることによって、戦後の労務管理機構は「自己矛盾を露呈しつつある」（二二三ページ）ことであり、下請中小・零細企業とその労働者に対して、「合理化」のしわよせを転嫁していく「巧妙な手段」についてである。そのもとで不安定雇用層が増大し、農民、都市自営業者にも雇用不安が広がり、戦後最高を記録す

る「完全失業者」と膨大な相対的過剰人口が形成されていることである。さらに、政府の雇用・失業対策は、このような現状を解決するどころか、「大企業による人べらし」「合理化」を援助する制度として機能している（二一九ページ）ことを明確にされ、「労働組合として原則的に毅然とした反撃の姿勢を確立する」（二二〇ページ）ことが課題とされている。それは、さまざまな雇用形態にある労働者の広範な統一闘争を組織し、「失業者のさしせまった生活と仕事の保障」、「大企業の解雇規制」、「積極的な雇用拡大策」を中心とする雇用・失業問題の解決をせまる制度的要求と結合して、「経済の民主的再建をめざすたかひのなかに位置づけ」（二二六ページ）られなければならないと述べられる。

「日本経済の民主的再建の重視こそ、真の意味で雇用・失業問題を民主的に解決する保障でもある」（二二二ページ）ことが、雇用・失業問題の現局面がもつ歴史的位置についての教授のこの論稿での結論である。そして、そのための担い手を、国政の革新をめざす「革新統一戦線の結成」と、労働組合運動の「階級的・民主的潮流」の強化にもとめられている。教授の論稿から多くの示唆をえながらも、あえて望蜀の

坂寄俊雄・塩田庄兵衛編『労働問題の今日的課題』（向井）

二六三（二二五）

念を述べるならば、そうした階級主体の結集と成長をささえるべき基盤と条件が、危機における国家独占資本主義の蓄積条件再構築の過程に内在するいかなる矛盾によって、規定されて、どのような形態でどこまで成熟してきているのかを、その運動の展開を阻む諸困難と関連づけていっそう明確させていたできなかったように思われたことである。さらに、六〇年代における相対的過剰人口の析出・反撥・吸引の諸過程の分析をめぐっても、それとほぼ同様なことが言えるように思われる。なかでも六〇年代後半こそは、中小・零細企業労働者や、社外工、日雇・臨時臨時労働者などを底辺とし、独占的大企業の「能力主義管理」によって労働貴族化された少数の職制層や管理労働者を頂点とする、重層した格差構造が労働者階級の内部につくり出され、それが、この時期から著しく強まった「職場安定帯」の確立の要件として、労働組合運動の協調的潮流を抬頭させる基盤となった時期であることを想起したいのである。

「資本の蓄積過程は、労働力の価値および賃金にたいして二重の規定性をもつ」（九二ページ）ことを、教授はすでに明確にされていた。それは、資本蓄積をささえる剰余価値生産

の方法の発展が、剰余価値率の上昇と労働者階級の貧困化を進めさせるそのおなじ過程において、社会的生産力の発展と、それにもなる労働者階級の成長と「社会的欲求」の増大をうながし、労働力の価値を規定する「必要生活手段の範囲」を拡大させることを、その合法的過程として把握させるものであった。このような視点から教授が、独占資本の高蓄積Ⅱ「高度成長」過程における賃金問題を、相対的過剰人口の析出・反撥・吸引の諸形態と関連づけて把握されたことの意義は、決定的に大きいと評者には思われるのであるが、そうであれば、労働者階級の貧困化と、その主体的成熟の諸条件との、相互規定的な関連の把握にもとづく分析の枠組を、雇用・失業問題の戦後展開をめぐる分析においても、どのように具体化すべきかをさらに明示的に御教示いただきましたのである。教授の近著『現代資本主義と労働者階級』（岩波書店、一九八一年）から学んで、この点をさらに深めさせていただけの機会をもちたいと考えている。

第五章では三好正巳教授が、一九六六年の雇用対策法の制定を画期とした「雇用対策法体制」の政策機能を、それが七〇年代の「構造的危機」のもとで破綻した過程にむけて分析

されている。その政策機能が「労働権につきどこまで具体的に保障するか」（二二五ページ）を検討されることが、教授のこの論稿での分析の視点である。そして、「構造的危機」下におけるその政策的破綻について、それは「政策主体の側の限界を示す」（二四二ページ）ものであり、現局面において雇用対策が有効性をもちうるためには、危機克服への展望をあたるべき失業対策として「企業活動の自由」に対する「民主的規制を意味し、政治的民主主義の前進なしには困難である」（二四一ページ）と結論されている。

「構造的危機」のもとで「雇用対策法体制」が破綻せざるをえなかった原因を、教授は、雇用対策法の制定の前段となつた政府の「雇用対策の大綱」が、雇用審議会で審議された過程で「目的の二重性とその曖昧さ」を指摘されたことなかに見出される。それは、立法の「真の目標が不明確であることを曝露された」（二二五ページ）ことばかりでなく、この新しい局面に対応した新労働政策としての「積極的雇用政策の内容」が、中高年離職者対策と、不安定雇用層に対する雇用・援護対策および最低賃金保障にとどめられていた限り、それは結局のところ、「企業の雇用管理に追従する事後対策

以上のものではありえなかった」(二二六ページ)ことを裏書きするものであった、と述べられる。そうした実態をふまえて、雇用対策法とは、労働力需給調整と労働者の能力開発、福祉向上を目標としながら、「企業の雇用管理を媒介にして、雇用と賃金・物価の調整の条件を整備しようとするもの」(二二七ページ)であったと規定される。そして、「雇用対策法の目標にみられる労働権の拡張に替わる福祉向上の思想」(二二六ページ)が、産業「合理化」に対する労働基準監督行政のチェック効果の後退や、労働基本権の拡充を放置したままで中小企業労使関係の「近代化」のための福祉対策に重点がおかれたことなど、労働行政の全面に広がったことを指摘されるのである。

「雇用対策法体制」という用語は、こうした労働行政の内容変化をふくめて教授が概念されたものであり、雇用対策法にもとづいて策定される雇用対策基本計画については、それが「想定された失業率のもとで、労働力流動化の促進をめざす労働市場対策の総合化計画」(二一九ページ)であったと規定されている。そして、この「想定された失業率」管理を破綻させた七〇年代の雇用危機に対応したのが、七六年にはじ

まる「第三次雇用対策基本計画」であるが、そのもとで、高齢労働者を小規模企業に集積させ、高齢者や婦人の賃金低下を進めさせたこと、また、雇用対策基本計画でいう失業の防止も、解雇制限を強化するのではなく、雇用調整給付金など、「国家による賃金助成、したがって利潤補償制度を新・増設したに過ぎなかった」(二三三ページ)ことなどから見て、「失業防止と雇用安定対策が、労働基準保障や団結権保障など、労働権保障の主体の進展がない場合には、積極的雇用政策の実効性を損う」(二三三ページ)ことを明白にさせるものであったと述べられる。さらに、従来の日本の賃金雇用慣行が一部に見直しを主張されているもとで、政府の雇用安定資金が失業防止対策としても役割について、「労働権の全面的保障という視点からその機能を評価すること」(二三五ページ)が必要であるとされている。

「雇用対策法体制」の破綻について、教授は、「構造的危機」下の雇用危機によって、雇用対策法が「当初めざした目標(経済発展と福祉向上)実現のための機能が著しく減退したことを明白にさせる」(二四三ページ)ものであり、一般的緊急対策として必要な失業給付と直接雇用の拡大ならびに、そ

れをささえるべき労働権拡充のための具体的保障の必要が明らかになりながら、「この措置を取りえない政策主体の側の限界を示す」（二四二ページ）ものであったと述べられる。そして、この政策的破綻とは、「雇用保障が不可能なことを意味するものではない」（二四二ページ）のであって、さらに、その責任は、ひとり国家が負うべきものではなく、企業の雇用管理に対する一定の政策的誘導によって、「資本の責任もまた明確にされなければならない」（二四二ページ）のであり、そうした政策的誘導による「民主的規制」は「政治的民主主義の前進なしには困難である」（二四二ページ）ことを明確にされている。こうした政治的危機に対処する政策イデオロギーとして、七〇年代末から、「経済と社会を包含するきわめて広い意味での、トータルな社会システムを対象とする政策」（二四二ページ）が、社会政策の「総合化」として主張されてきていることに注目されるのであり、そこに現局面における社会・労働政策のファシズム化の動きを見出されるのである。労働権の保障の課題に視点を据えて、政府の「雇用保障システム」がもつ政策機能を、「構造的危機」下の現局面にむけて分析されたのが、教授のこの論稿にみる理論的基調であ

る。労働権の概念について、労働法学における研究成果の蓄積から示唆をえて、教授は、まず、それを「労働領有権ともいうべき労働の本来の内容にもとづく権利である」（二二六ページ）と規定される。そして「この権利は、ブルジョア社会では商品交換のルールにもとづいてのみ保障されるに過ぎない」（二二六ページ）と限定して把握されており、「たとえば、団結保障、労働基準保障、雇用保障、社会保障などである」と述べられる。すなわち、労働力の發揮としての労働の領有に基礎をおく人間本来の本源的权利が資本主義的権利保障として実在しうる根拠とその限界を、この社会の階級関係の展開を基礎づける経済的運動法則による制約性と関連づけて確定しようとするのである。さらに重要なのは、「この具体的保障の内容の拡充は、やがては企業活動の自由と衝突するにいたる」（二二六ページ）と展望されていることであろう。つまりそれは、この資本主義的権利保障がもつ矛盾のなかに、それを突き動かすべき階級主体の成長を読みとろうとされるものであり、やがて経済の民主的再建の課題をになう主体の成熟過程に関連づけることによって、労働権の概念を歴史発展的方向で把握されたのであったといえる。

労働者の権利保障の課題と、その今日における民主主義的な制度改革がもつ意識を、経済と国家の相互作用のなかでどのように把握するかは、社会・労働政策の研究分野において最近ふたたび重要さを加えている課題のひとつである。そこには、「権利」という観念は、……国家権力によってサンクションされたルールを指す」（中西洋「公共部門の争議権」の社会科学の考察と実践的提案」兵藤劍編『公共部門の争議権』東京大学出版会、一九七七年、二七七ページ）という程度にしか理解しない見解をはじめ、さまざまな立場の交錯がみられる。このような状況のなかで、三好教授のこの論稿にみる労働権の理解は、労働権の具体的保障の内容をめぐる労資の階級的利害の対立が、やがて、「企業活動の自由と衝突する」（二二六ページ）方向にむけてその具体的保障の内容を拡充させずにおかないものとして把握されたのであったことは、状況の新しい展開をひらくためにも十分に注目されてよいであろう。評者にとって、それは、国家の政策である社会政策の制度改革がもつ意義と役割を、労働者の主体の側から捉え返すために重要な手がかりをあたえるものでもある。

労働権の保障の課題を、配転・出向をめぐる判例動向への

坂寄俊雄・塩田庄兵衛編『労働問題の今日的課題』（向井）

批判を通して正面から対象とされているのが、第六章におさめられた窪田隼人教授の論稿である。教授は、六〇年代までは、配転ないし配転拒否を理由とした解雇の無効を争う訴訟においては、労働者が勝利するケースが多かったことを、その実態にもとづいて概観された上で、六〇年代にはいつて、配転が裁判所で争われるケースが急増し、配転命令の法的根拠をめぐる活潑な論争が学界において展開されるようになった時期以降を、この論稿での主題とされている。さきにもた三好教授の見解とも対応して多くの示唆をあたえられたが、評者は労働法学の専門的研究者ではないので、要約的な紹介にとどめるほかないであろう。

配転・出向をめぐる窪田教授の学説は、沼田稲次郎教授や片岡昇教授らによる、「人間の尊厳の理念を宿す労働権」という、労働権保障（憲法第二七条）にかんする新しい理論的展開にささえられて、「職業選択の自由——雇主の選択のみならず、職種、熟練の問題をも含んだ——」（一五六ページ）を保障する視点から、「労働者はみづからが選択した雇主の下で、みづからが選択した職種、職場で就労を継続してゆくことができる権利」、すなわち「職場就労確保権の保障も可能

になる」（一五七ページ）として示されている。この「人間の尊厳の理念を宿す労働権」という高次の労働権理念を、さきに見た三好教授の論稿における政策機能分析の方法と重ね合わせてみると、そこには、従来の社会政策論において多くの論議が重ねられてきたところの、いわゆる社会政策的諸制度がもつ労働者の権利保障としての意義と、それが資本主義国家による階級支配の手段としてもつ役割との、相互規定的な矛盾の展開について説明するために、今日いっそう明確にされなければならない重要な課題が展望されるものと評者は考えている。窪田教授が課題とされているのは、「使用者側の一方的な配転・出向に対して歯止めをかける」（一五七ページ）ための法理論の展開である。

窪田教授の論旨を要約するならば、配転命令の法的性質について最初に本格的な理論を展開したのは、六〇年代はじめの本多淳亮教授らの「包括的合意説」である。そして、それをめぐる論争から形成されてきたのが、吾妻光俊教授らの「特約説」と、片岡昇教授らによる「労働契約説」である。さらに、労働契約説をいっそう押し進めたものとして、「配転命令権拒否説」もある。それらの内容について検討された

上で、教授は、判例の動向について、六五年以降の判例に、「包括的合意説」にたつものがいくつか現われているが、七〇年代にはいつてからは、判例の傾向も大きく変容し、七〇年代後半からは、「当該の配転に業務上の必要性があったかどうかの観点から、配転の有効・無効を判断しようとするもの」（一五三ページ）が、めだつて増加していると述べられる。この場合には、労働者側が労働契約の法理から真正面に配転の無効を主張してみても、いわば「門前ばらいを受ける」ために、配転事件で労働者が勝訴するケースがきわめて少なくなっていることを指摘されるのであり、また、出向についても、「配転と同様な法理論が展開される危険が高まっている」（一五六ページ）ことを憂慮されている。教授は、このような判例動向にみる事態を「根本的に解決」するために、「配転・出向を通しての労働契約論の再検討」（一五七ページ）を課題とされているのであり、そうした労働契約論の再構築の課題にむけて提起されているのが、くり返しいう教授の「職場就労確保権の保障」にかんする学説である。

本書の構成からみれば順不同になるが、第九章におさめられた中川勝雄助教授の論稿は、「高度成長」過程における北

海道の建設労働市場構造の変化を調査された報告であり、建設現場労働者の多くが従来は「底辺労働力」として把握されてきたこともかかわって、雇用・失業問題について考えるための重要な一環に位置している。なかでも重視されているのは、「技術革新」にともなう、建設現場労働者（Ⅱ野丁場労働者）が、建設機械運転工など「新たな技能を必要とする労働者群」と、「一定の技能変化を余儀なくされている」とはいえ、基本的には旧来の技能を必要とする社会的通用力を持つ「熟練労働者群」および、「完全に機械の補完的地位に転化した不熟練労働者群」の「三層に分解」（二〇八ページ）することであり、それら三層に応じて程度の差はあれ、「農漁業との紐帯を断ち切って今や完全な賃労働者化しつつある」（二三三ページ）ことである。そして、現局面における雇用危機に対処する建設労働者の課題を、その圧倒的未組織状態の克服に求めて結ばれている。

労働力需要構造の変化について、まず注目されるのは、「高度成長」過程における建設工事需要の急激な拡大基調に対応して、北海道においても建設労働者の増加率がめだた著しかったことである。そして、「元請企業内下請け関係」

坂寄俊雄・塩田庄兵衛編『労働問題の今日的課題』（向井）

（二二三ページ）ともいえる現場組織を中核として、従来は労資関係を曖昧化させる基礎であった二次、三次の重層した下請け関係から編成される建設生産組織体制も、下請け企業の元請けへの系列化や、下請け企業の資本投下量の増大および、徒弟制度の崩壊による子飼いの労働者の確保困難によって、熟練労働者の「下請け企業主としての独立は事実上困難」（二一五ページ）となり、下請け企業内での資本・賃労働関係が明確化しつつあることに注目されている。さらに重要なのは、建設機械が作業機として普及したことなどにもなう、従来の土工職種を中心とした重筋労働力が、さきに述べたように、「機械運転工等の新職種群と機械の補助的役割に転落した不熟練労働力とに分解」（二二六ページ）したことである。絶対数においては、熟練労働者と不熟練労働者はほぼ同数であるのに対して、建設機械運転工等の新職種群はなおも極めて少数であるが、その増加率は一九五五年から七〇年にかけて、機械運転工は七・五倍、熟練労働者は約二倍、不熟練労働者は一・七倍となっていると述べられる。

労働条件についてみると、建設現場労働者の労働条件は、総じて「重層的下請け構造に規定された不安定雇用を基調」

二六九（二二五七）

（二二八ページ）としているが、機械運転工を中心とする新職
種群では、「高度成長」過程を通して売り手市場となり、通
年雇用されるのが一般的であって、賃金形態も年功的傾斜を
もってきていることなど、「他産業生産労働者と大きな違い
を認めることはできない」（二一九ページ）と述べられる。こ
れに対して熟練労働者の労働条件は、「手工的熟練の有意義
制と下請け制に規定」された出来高制賃金を根幹としており、
その基礎をなす単位出来高当り労賃は、直接的には「資本の
一方的判断」によって決定されるので、相対的高賃金を求め
て過度労働を余儀なくされやすく、その結果としての相対的
高賃金が「単位出来高当り労賃を抑制する」（二二〇ページ）こ
とになるところの、そうした悪循環が「熟練労働者の最高賃
金取得年齢を引き下げ」（二二二ページ）させ、職場移動を重
ねさせる原因となっていると述べられる。さらに、不熟練勞
働者は、重層的下請け構造のもとでの不安定雇用であること
に加えて、建設機械の補助的地位への転落による強靱な体力
の有用性の喪失によって、社会的な許容範囲における最低限
の労働条件を強制され、不当解雇、賃金未払い、安全無視、
労災補償の不徹底といった建設資本の違法行為まで発生して

いることを明確にされている。

労働力供給構造の変化については、まず、一九六五年前後
まで北海道の建設業にとって、それなしには存立しえない重
要な比重をもっていた東北地方からの労働力の供給が、六五
年前後を境として激減したために、建設労働力の給源が新し
く道内に求められざるをえなくなったことに注目されている。
機械運転工を中心とする新職種群については、建設現場労働
者の不安定雇用と出来高制賃金を変更して新規高卒者に求人
を拡大し、また、北海道庁が建設機械運転工の養成機関を設
立したことや、自衛隊が事実上の新職種群の養成機関となっ
ていたことによって、当該労働としての適応性をもつ全道一
円の若年労働力が給源となったと述べられる。なかでも深刻
であったのは、道内に十分な熟練労働力形成条件を欠いてい
た建設熟練労働市場であり、その道内自給にむけて最大の役
割を果したのが公立・事業内職業訓練施設であって、道内の
「都市の下層労働者を給源に、義務教育終了後直ちにか或い
は職業訓練機関を経て熟練労働者が、『高度成長』過程を通
じて道内で形成されてきた」（二二六ページ）と述べられてい
る。不熟練労働者は、国政レベルでの労働力流動化政策のも

とで、農漁業や石炭産業からの労働力排出や製造業の停滞による停滞的過剰人口によって補充され、また、重筋労働の大幅な減少にともなうて高年齢者や婦人にまで給源を拡大した。この過程において、「不熟練労働者として建設專業労働者層が形成されつつある」(二三八ページ)ことに注目されている。

建設労働者の社会的性格は、その供給構造の変化に規定されて、「かつての半農・半労から建設專業労働者への性格変化」(二三二ページ)を進めていると述べられる。新職種群についてはもとより、熟練労働者もその大半が「今日では農漁業との紐帯を完全に断ち切って、企業所在地に定住する文字通り建設專業労働者となっている」(二三二ページ)のであり、不熟練労働者は、なおも少なからぬ部分が「農漁村に生活の本拠をおいているとはいえず、農漁業とのつながりを希薄化させている」(二三三ページ)と述べられる。そして、「農漁業を生活本拠地とした不熟練労働者の客観的な賃労働者化と、農漁村地域への緊縛は、彼らの劣悪な労働条件を温存させ、かつその克服の主体的条件の未成熟の重要な要因となっている」(二三三ページ)と述べられている。かつてのように帰村・

農漁業就労という私的救済手段をもはや持ち合わせていない建設労働者の多くにとつて、当面する雇用危機・生活危機の克服への展望は、従来からつづいたその圧倒的未組織状態を克服することに求めるよりほかにはないのであり、建設労働者の組織化をきわめて困難にさせている事情をつぎの諸点で示されている。

第一には、重層的下請け構造の存在が、「元請け↓下請け↓孫請け、さらに下請け企業内の親方↓世話役↓棒心↓一般労働者というヒエラルキー」(二三四ページ)によって、労資関係を曖昧にさせていることである。第二に、雇用形態が期限つき雇用形態であるために職場移動が頻繁で、「特定企業内での組織化は困難」(二三四ページ)なことである。第三に、建設生産工程の性格からいって全職種労働者が「同一作業場に集合することはありえない」(二三四ページ)し、同一職種・同一企業労働者であっても通常下請け企業はいくつかの職場をかかえているために、「全作業員が同一作業に集中することは困難」(二三四ページ)なことである。第四に、出来高制賃金が長時間労働を余儀なくさせ、労働者間競争を発生させやすいので、「同一職場での物理的・主体的連帯条件を欠

きやすい」（二三四ページ）ことである。第五に、熟練労働者の職人意識、不熟練労働者の小ブルジョア意識が、「労働者としての階級的自覚をおしとどめている」（二三五ページ）ことである。このような事情を考慮して、当面可能な組織化の方向として、「職種別地域別企業横断的組織化」（二三四ページ）の方向を提起され、それを通して将来全国的産業別統一も日程にのぼると展望して結ばれている。

建設現場労働者の階層区分を明確にする必要性を強調され、その組織化を著しく制約している諸条件をふまえて、「圧倒的未組織状態の克服」の可能性に論及されたこの論稿が、もつ意味は、わが国の労働組合運動が当面している未組織労働者の組織化の課題について考えるためにも重要であろう。そこでも述べられているように、建設労働者が労働者階級に占める比重は大きく、とりわけ不熟練労働者が「産業別横断的低賃金労働市場」（二三四ページ）を構成している現状は、建設労働者の組織化による雇用確保、低賃金打破、無権利状態の克服が、「わが国の低賃金構造打破の意義をますます強めている」（二三四ページ）からである。そのためにも、最低賃金制の要求闘争が地域を基礎とした組織化においてもつ意義、ま

た、この論稿で対象とされた北海道における建設労働市場についていえば、一九七七年の「積雪寒冷地冬期雇用促進給付金制度」の実施をめぐる季節労働者の組織化とその運動の発展などを、その分析に明確に位置づけてほしかったように思われる。

三 公務労働・婦人労働と制度要求的闘争

本書におさめられた論稿は、さらに、公務労働論の理論的系譜とその到達点についての検討（第七章、婦人労働にかんする研究成果の整理（第八章）へと進められ、現行の最低賃金制度がもつ性格の分析とその民主的規制の展望（第一章）をふまえて、終章の第一章を、いまひとりの編者である坂寄俊雄教授が社会保障制度の展開とそれをめぐる国民の運動について解明された論稿で結ばれている。そこで、公務労働論の史的展開と課題についての第七章におさめられた有田光雄氏の論稿からはじめよう。公務労働論とは、戦後日本の公務労働運動がその実践を通して、地域統一戦線の課題を展望してつくり出してきた独自の理論的成果であり、有田氏はこの分野における代表的な実践的理論家である。

有田氏の見解は、マックス・ウェーバーを頂点とする官僚制論の批判的發展をめざして、「労働者階級の立場からの公務労働をめぐる諸問題の探究」(二六〇ページ)を課題とされている。その到達点を、氏のかねてからのこの主張を特徴づける「公務労働の二重性」の理解にみる事ができる。その内容については後に紹介するが、氏のこの論稿では、そうした理論的到達点を、戦後における公務労働運動の経過と関連づけて提示されている。戦後の公務労働運動の第一期は、

「公務労働者の階級的形成と労働運動への組織的結集と激動の時期」であり、やがて一九四八年の占領軍による日本政府宛て「書簡」と、それにもとづく政令二〇一号を契機とした弾圧と分裂のなかで、公務労働運動が一時的な後退を余儀なくされた時期であった。その決定的転機において争われたのは「公務労働者の労働者性をめぐる抗争」(一九九ページ)であり、氏はそれを「公務労働論の抗争―前期」(二六九ページ)として位置づけられている。そして、公務労働運動の戦後第二期は、「サンフランシスコ体制下での日本労働運動の戦闘性の回復」と伍して、六〇年の安保闘争と結合した統一賃金闘争にみるように「公務労働運動の一大転機」を画した

時期である。日教組による教育研究運動を嚆矢として、一連の公務労働研究運動が発足した時期であった。

「自主的公務労働論の展開―第一期」(二七一ページ)として、氏はこの時期における公務労働論がもった特徴を位置づけられる。この時期に自治労の自治研運動が発足し、「民主的な地方自治をつくる運動」をめざして、「自治体労働者のもつ一面性(役人)から二面性(役人と労働者)に高める」ことが、問題意識とされたことの意義を、「公務労働運動史上、はじめて不鮮明な形とはいえ、公務労働の二重性の問題を実践的に提起した」(二七三ページ)と見出されている。「運動の必要が、理論を生み出したという経過」から、それを氏は「自生的」とよばれるのである。この自生的公務労働論は、その前期にみた労働者性否認の攻撃に対する機械的反撥を特徴づけた負の条件を継承して、公務労働者が公務賃金労働者としても労働者性を擁護することに重点をおき、なおも、教育労働者、自治体労働者、国公労働者といった「特殊性の側面を捨象」(二七四ページ)していと述べられる。すなわち、氏のいわれる「機械的公務労働論の限界」(二七四ページ)である。

公務労働運動の戦後第三期は、六〇年代における公務労働運動の画期的な着実な前進の時期であり、こうした機械的公務労働論の「検証の過程」であった。なかでも、六〇年代後半からみる革新自治体の拡大と住民本位の民主的行政実践に応えたのが、「民主的公務労働論の形成―第二期―」（一七四ページ）であったと述べられる。その重要な理論的画期となったのは、六八年に自治労が開催した第五回自治体学校における芝田進午氏の問題提起であり、それはやがて、「公務労働の階級規定、公務労働の二重性理解、公務労働と『搾取』、公務労働者と統一戦線、公務労働者の自己革新などの主要論点を促進することになった」（一七五ページ）と述べられる。そして、なかでも重要なことは、「公務労働者と労働組合運動が自生的公務労働論のアンチテーゼとしての民主的公務労働論の体系を、実践的に確立していったことである」（一七五ページ）と述べられる。公務労働者の労働者性についての「一面化の見地」を克服する必要は、「その特殊性の解明を通して、職務や賃金の源資の性格という行政論の見地と運動論との統一的発展の地平を切り拓いていった」（一七五ページ）ことであった。そうした公務労働論の発達が到達し

た里程碑として、氏が位置づけられているのは、七〇年の京都民主府政の継承発展をめざした運動の総括文書、『民主的京都府政のあらたな前進と自治体労働者の役割と任務』である。

公務労働の理論と実践の発展は、七〇年代にはいって、地方財政危機、国家財政危機を契機とした住民サービス抑制と公務労働者にたいする「人件費」攻撃が強まるもとで、公務労働運動の戦後第四期と重なり合って新しい局面を迎えている。そして、国家独占資本主義の大戦略に対抗する運動の側から、「教師⇨聖職者論争」や「自治体労働者⇨全体の奉仕者論争」にみるように、「機械的公務労働論」と、「民主的公務労働論」との、二つの路線にもとづく二つの対応が現われている状況を明確にされた上で、氏は、「勤労的住民との連帯と統一を追求する民主的公務労働の理論と実践は、豊かな成果を上げて全国的拡がりを見せるにいった」（一七九ページ）と述べられる。この新しい局面における特徴を、現実が提起する諸問題への対応がますます多様化してきていることにかかわって、「公務労働論の学際的役割―第三期―」（一七八ページ）として氏は把握される。公務労働運動の戦後

第四期にはじめて登場した運動形態について、なかでも重視されているのは、「行財政改革のたたかいと自己革新運動」である。すなわち、行財政改革運動とは、「住民本位の民主的効率的行政を公務労働者の生活と権利擁護の課題と統一的に追求」し、それを労働組合の主導性によって実現しようとするところの、「行政機構内部からの国民的公務創造の目的意識的なたたかい」（二七九ページ）であって、公務労働者個々の職務を「民主性と効率性という二つの尺度において見直す」ところの、「自己革新運動の側面を伴うことは必然である」（二七九ページ）と述べられる。そして、そこに、「官僚制の呪縛から自己を解放するたたかい」（二七九ページ）を見出されるのであり、「反対・粉碎」あるのみとする事実上の受動的対応の運動路線から、『提案と創造』のたたかいと結合・統一」（二七九ページ）する方向へのこうした運動の発展を導いているのが、「民主的公務労働の理論」にはかならないことを確認されている。

公務労働論とその実践が当面している課題と展望について、氏の見解の原点にあるのは、「行政機構の内部からの国民的公務の創造」と「官僚制の呪縛からの公務労働の自己解放」

坂寄俊雄・塩田庄兵衛編『労働問題の今日的課題』（向井）

にむけて、「階級的支配という歴史的形態をとらねばならない弁明理由が完全に消失する未来社会にいたるまで、公務労働をつき動かして止まない原動力にほかならない」（二八二ページ）といわれるところの、「公務労働の二重性」理解である。「公務労働」という概念は、氏も述べられるように、すぐれて学際的な研究分野で理論的開拓の作業がはじまって間もない「未完成の新しいカテゴリー」であって、その内部に幾つかの見解が対立している。氏の公務労働論は、人類がその低い生産力の発展段階に規定された自生的共同体にとどまっていた時代には、「私益」のための個別的生産労働と公務労働とは未分離の状態にあり、社会の共同業務が社会の全成員によって担われてきたものが、やがて社会の階級分裂がはじまり、国家の公的権力と公的機関が現われるとともに、「社会の『共同事務』が国家の存在理由に転化し、国家的統治の課題となる」（二八一ページ）という古典的理解にさええられていた。そして、「国家的統治における『包括』においても、社会の『共同事務』は階級的支配、抑圧に『直接に不可分に混ざ合わされている』のであって、そのかぎりではこの両者を分離することは不可能」であり、「具体的な公務労働

働の一つ一つが同時に二つの機能を遂行する」(一八二ページ)ことを強調されている。

「国家的統治が『包括』するものは、本源的規定における社会の『共同事務』の遂行という本質が、搾取・抑圧・支配という歴史的形態をとって現われる」(一八二ページ)ということが、氏の「公務労働の二重性」理解である。この見解は、さきに述べた六八年の芝田進午氏による問題提起を画期とした公務労働論の発展の、今日におけるひとつの到達点であるといえる。そして、池上惇氏が「公務労働の二重性」を、それが「一方では、労働者をはじめ住民の自治権や生活のための権利の拡大のための担い手でありながら、他方では、資本家階級の改良主義的労務管理業務の担い手に転化されうるという意味での二重性」であって、「国家そのものにおけるいわゆる階級的機能と公共的機能との二重性の意はいささかもふくまれていない」と主張される見解(同稿「国家独占資本主義論争と経済学批判体系における国家」加藤睦夫他編「現代資本主義と国家」有斐閣、一九七六年所収)に対しては、「監督と指揮の労働の二重性についてのマルクス理解に照らしても根本的に疑義なしとしない」(一二六ページ)と反論されている。それ

は、有田氏の「公務労働の二重性」理解が、『資本論』でマルクスが管理と指揮の労働の二重性を、「それは、ちょうど、専制国家では政府が行う監督や全面的干渉の労働が二つのものを、すなわち、すべての共同体の性質から生ずる共同業務の遂行と、民衆にたいする政府の対立から生ずる独自の諸機能との両方を、包括しているようなものである」(『資本論』全集第二五巻。四八一ページ)と述べたことに、その立論の根拠をもとめられていることによるものであるといえる。

「公務労働の二重性」理解とは、氏も述べられるように、もとより抽象的思弁のスコラの産物ではない。それでは、氏の立論にみるように、「マルクスは管理と指揮の労働の二重性を公務労働になぞらえた」(一八一ページ)として、工場内分業における指揮・監督労働の二重性を、そのまま公務労働の二重性に結びつけて把握されてよいのであろうか。さきの引用句でマルクスが、「専制国家では」という重要な歴史的限定をつけていること、それに対応して「すべての共同体の性質から生ずる共同業務」と明確に述べていることを、そのためにも見逃されえないであろう。公務労働論争の経過を追跡した最近の論評(小森治夫「社会の共同業務と公務労働」重森暁

編『地域のなかの公務労働』大月書店、一九八一年所収）も述べているように、ここでは「いくつかの小さな共同体を基礎に、一つの強大な共同体がそれらの上に立ち総括的共同体となっているアジア的専制国家」が想定されており、その専制国家がおこなう灌漑や交通のための業務は生産力の全体として低さを反映して、「一面ではあらゆる共同体の本性から生ずる社会の共同業務の遂行という性格をまだ持っており、他面では形成されはじめた国家の対民衆抑圧の機能をも果しているとしたのである」（同上、五九ページ）と、理解した方が妥当であるように思われる。そして有田氏も、さきに引用したマルクスの提起をもつて、「国家の二つの機能論——階級的機能と公共的機能を相並ぶ二つの機能とする見解の論拠とすることはできない」（一八一ページ）と確言されているのであるから、この点をいっそう明確にされる必要があったのではあるまいか。

有田氏も、社会の生産力の発達段階が低く「個別的生産労働と未分離の状態にあった公務労働」は、社会の階級分裂にともない、国家の公的権力と公的機関が形成されるのにつれて、「支配階級は人民の生存権の発達に不可欠な公的サービ

スを国家の手に集中する」こと、「社会の『共同事務』が国家の存在理由に転化して国家的統治の課題となる」（一八一ページ）ことを述べている。ここに、「社会の共同事務は社会の全成員によって」になされた共同社会における社会の共同業務がもつ、それを処理する機関の構成員は「いつでも解任でき」、「公開で協議」し、「参加者はだれでも発言を求めれば聞いてもらえ」、「最終の決定は満場一致でなければならなかった」（エンゲルス『家族、私有財産および国家の起源』全集第二巻、九五ページ）ところの、民主主義的性格と、その階級社会への移行にともなう変質との社会史の発展が規定する決定的区別がある。

資本主義社会においては、とりわけ、それが貨幣の物神性に規定されて極限にまで進むのであり、この段階における社会の共同業務を、ブルジョア国家は「社会の共同業務や、共同体的な規制を解体して社会的には営業の自由と競争の権威を確立し、……一切の共同業務を資本の営業の自由の付属物に転化しようとしてきたのである」（池上前掲論文、四四ページ）として把握されたのが、池上氏である。氏は、資本の営業の自由の付属物に転化され解体された社会の共同業務の民

主主義的再建への方向を、「生産の社会的性格を反映した全国的な労働者階級の団結と権利の拡大を前提としつつ、その力を背景に、地方における住民の権利を保障する場として再建」（池上惇『財政危機と住民自治』青木書店、一九七六年、二二八ページ）することに求められている。そして、「公務労働は、一方では、労働者をはじめとする住民の自治権や生活のための権利の拡大の担い手でありながら、他方では、資本家階級の改良主義的労働管理業務の担い手に転化されうるという意味」（前出）での、つまり、全国的な労働運動の成長と権利の拡大を前提として、社会の共同業務の民主主義的再建をめざす公務労働者の発達と、それを官僚機構にとりこんで、住民にたいする権力的支配の手段に転化させようとする国家の公的権力との矛盾として、「公務労働の二重性」を把握されるのである。有田氏の当面されている課題意識も、「行政機構内部からの国民的公務の創造」と「官僚制の呪縛からの公務労働者の自己解放」にむけて、その理論化の必要であったことを確認しておこう。

公務労働の理論の展開をめぐって、自治体労働者論の中心が「公務労働」論に収斂され、やがて「自治体労働者論イコ

ール仕事論」という論調に矮小化されてきているという批判が、最近いくつも見受けられる。そのためにも、「従来までのように公務労働者が労働者階級のなかのどのような構成部分なのかという観点だけでは不十分であり、問題は公務労働者がどのような労働者階級であるかという観点から発展的にとらえるということであり、彼らの歴史的使命に十分に光をあてなければならぬように思われる」（柳ヶ瀬孝三「新しい労働者階級としての公務労働者」『経済科学通信』第二七号、一九八〇年、一一ページ）との反省提言に傾聴したいと思う。「公務労働の二重性」理解の到達点をふまえて、公務労働の担い手の賃労働者化についての理解がいっそう深められなければならない、労働者階級の構成のなかに明確に位置づけて公務労働者論を発展させることが、いま必要とされる時期であろう。同様なことは、ここでの直接的な課題ではないが、社会福祉労働の研究などをめぐってもいえるように思われる。公務労働論の到達点とその課題は、公務労働がもつ社会的労働の独自の性格そのものについての検討を通して、住民自治、官僚機構、議会制民主主義などの諸領域をめぐる多くの研究成果を進めさせてきたのであり、おりから必要となっている現代

資本主義国家の解明にむけて重要な経路をひらくものでもあらうといえる。

第八章におさめられた宝光井頭雅教授の論稿は、婦人の賃金とくに男女賃金格差の問題、母性保護と男女平等要求、婦人の雇用に広がる単純労働の問題点、婦人労働力政策および、婦人労働者と労働組合の問題について、従来の主要な研究成果を取捨選択して論評されるものであり、単純労働の問題と、婦人労働力政策における性差別について検討して結ばれている。「私見」として提起されているのは、単純労働が婦人労働者について「仕事についての誇り」を失わせ、婦人が「労働組合運動へ主体的に参加することを強く阻んでいる」ことであり、そうした性差別雇用としての「単純労働を資本の聖域としておく理由はない」（二〇八ページ）ことである。そして、「性差別のためのイデオロギー政策を考慮しないでは、婦人労働政策との効果的なたたかいを組めないのではないか」（二〇八ページ）という問題である。また、「労働運動における婦人労働者の弱さ」については、戦後初期の産別会議が主導した婦人労働者の運動が、「産別会議の衰退と資本の合理化政策とに従って」（二〇二ページ）下降したこと、それは「多分

に右翼的組合指導がかかわって生じた」（二〇四ページ）のであったと指摘されている。

婦人労働者にたいする性差別的雇用形態と、その克服の条件を明らかにすることは、今日すでに全労働者の三分の一にまで増大している婦人労働者の状態に照らして、著しく重要な課題である。教授の論稿も、そうした性差別的雇用形態とそれがもたらす諸結果にその視点をむけられたのであるが、そのために必要なのは、資本による賃労働にたいする支配、労働者全体にたいする管理・包摂の手段のなかで、かかる性差別による雇用形態と賃金・労働条件の格差の政策がになつていける役割を資本の蓄積過程と関連づけて明確に把握することであろう。この論稿にみる教授の見解は、こうした点について必ずしも明確ではないように思われる。たとえば、婦人の賃金について、男女賃金格差、同一労働同一賃金原則、最低賃金制にかんする一九五〇年代または六〇年代初期の代表的な研究成果を引用して、その論旨を手短かに紹介されているのであるが、その後の研究動向とその到達点については視野の外におかれているようであり、母性保護と男女平等要求について、また、婦人労働力政策をめぐる検討についても、

七〇年代にはいつてからの重要な研究成果のいくつかが明確に位置づけられていないといえる。その他の項目についても、ほぼ同様なことを指摘することができるのであるが、おそらくそれは、限られた紙数のなかで、戦後における婦人労働問題の諸経過とその研究成果を総括されようとしたことによつて、充分に意をつくした分析をされえなかつた制約によるものでもあろう。重要ないくつかの論点を指摘されながらも、それが論点の指摘にとどまっていることが惜まれる。結局のところ、「婦人労働者と資本との対抗関係および政府・独占資本の婦人労働政策の視点」（二〇五ページ）という、自ら提起されている視点が、そのために活かされきれていないのではないかと評者には思われた。

婦人の雇用形態について付言するならば、教授のこの論稿では指摘されていないが、婦人労働者の著しい増大傾向のなかで、とりわけ既婚婦人の労働力化が急速に進展していること、そして、パートタイム労働者など「短時間雇用者」（週間就業時間が三五時間未満の者）が、婦人労働者の五分の一にまでおよんでいることに注目する必要がある。パートタイム労働者の問題については、「勤労婦人福祉法制定によるパー

ト・タイマー戦力化布石等による婦人雇用合理化の進行」（二〇五ページ）という指摘が、一個所だけ見受けられるが、勤労婦人福祉法の制定が意図した役割についても、「パート・タイマー戦力化布石」ということについても、それ以上はならん論及されていないのは何故であろうか。既婚婦人の賃労働者化の急速な進展、その著しい増大という現実、そこに家庭責任をもつ婦人労働者の労働権の保障という問題を、婦人労働者全体に共通する就労機会の平等化、男女均等待遇の要求、母性保護と労働条件の向上といった、教授の論稿でも重視されている一連の検討課題とならんで、今日のわが国における婦人労働問題の研究にとつて重要な焦点に位置づけさせるものである。おりから、「日本型福祉社会」構想にいう「家庭基盤づくり」政策が意図している役割ともかわつて重要な問題であろう。教授は、一九六三年の経済審議会答申「経済発展における人的能力開発の課題と対象」にみる「社会参加と家庭責任の調和」条項がもつ意味を、その後の婦人労働政策を貫ぬく「基本」（一九八ページ）として重視されるのであるが、それを現局面にまで具体化して展開される必要があつたように思われる。

婦人労働政策についていえば、教授も重視されているはず

の、労働基準法における母性保護規定の存廃をめぐる動きが、七八年の労働基準法研究会「報告」などにもみるように、男女平等の法制化と一体のものとして出されてきていることを、見逃すわけにいかないであろう。それは、七五年の国際婦人年世界会議で決定された「国連婦人の一〇年」運動を反映するばかりではなく、それを逆手にとって「男女平等問題を労基法改悪のテコにしようとする」(木下武男「婦人労働政策の展開と八〇年代の展望」『労働運動』一九七九年三月号、所収)ものでもあるといえる。性差別雇用と男女賃金格差がもつ役割を、労働者階級全体の運命にかかわるものとして、資本の蓄積をささえる剰余価値生産の手段の発達と明確に位置づけて把握することが、従来にまして必要な課題となっているゆえんである。さもないかぎり、性差別雇用としての「単純労働を資本の聖域としておく理由はない」といわれる教授の折角の提言も、それを実現する条件を充分に見定められえないことになるのではあるまいか。さらに、「短時間雇用」の広がりなどにみる婦人の低賃金にかかわって、最低賃金制がもつ役割とその改革の課題についても充分に検討されたかかったところ

である。

第一〇章では細迫朝雄教授が、わが国の最低賃金制問題の深刻な現局面をふまえて、「最賃制の民主的改革」をめざす運動の「中・長期的展望」を明確にすることを課題とされている。現行最賃制とその運用の主軸にあるのは、いうまでもなく、一九七〇年の中央最低賃金審議会の基本答申にもとづく地域包括最賃である。教授のこの論稿が執筆されたのは、この地域包括最賃を主軸とする現行最賃制の運用について、七八年七月末の中央最賃審議会による七八年度の「目安」の答申と、それにもとづいて各都道府県最賃審議会がほぼ目安どおりの地域別最賃額を八月中旬に決定したこととによって、「一定の軌道が敷かれた」時期と重なっていた。そこで、教授は、おりから重要な局面にさしかかっている最賃闘争の「中・長期的展望」を、この軌道と関連づけて明確にするために、「地域包括最賃とは何なのか」、また、「労働運動の要求する最賃制にとつてその位置づけいかん」を問うことを課題とされたのである。

地域包括最賃の制度について、教授は、「その提唱から推進・実現に至るまで、直接的には同盟に主導された」もので

あることにまず注目され、この制度がもつ本質を、「経済民主主義の主要な一環としての全国・全産業的最賃制の要求を、地域分断的・職業的最賃制の全労働者への一般的適用の制度にすりかえた」（二四二ページ）ものであると規定されている。その課題意識は、「最賃制を経済民主主義の一環として位置づける闘争を組織しうるかどうか」が、わが国の最賃制の展望を左右する「大きい要因」であるという認識にもついている。こうした視点から、地域包括最賃の成立過程を、それは、「国独資の支配と搾取・収奪の機構再編と労働運動における改良主義路線との、有機的連関を典型的に描き出した」（二四四ページ）と把握されるのである。

同盟による地域包括最賃の着想の直接的動きは、「業者間協定の機能変化の現況追認であった」（二二九ページ）と教授は述べられる。すなわち、中小企業の若年労働力確保策として最賃制の業者間協定方式がもっていた役割は、すでに学卒初任給の著しい上昇によって自動崩壊を決定的にしていたが、おりから「労働力流動化」政策として中高年労働力に照準を合わせた「労働市場再編政策」が進められるもとで、その「主要な一環として機能しうるものへの転化がはかられてい

た」（二四二ページ）ことである。ILO二六号条約の批准を主要な目的のひとつとした六八年の最低賃金法の改正によって、業者間協定方式を定めた同法第九条は廃止されており、業者間協定を改編するために、同法第一六条にもとづく「職権方式への安定的移行と、それによる主要な適用対象の過剰化された中高年労働力への意識的な転化」（二四〇ページ）が課題とされたのである。そして、「労働力流動化」政策は、重化学工業立地の太平洋ベルト地帯を中心に、男子中高年労働力に主力をもとめる全国・全産業的規模での労働力流動化を基軸にしながらも、家計補助的な中高年婦人労働力を主要な対象とした地域限定的・局地的な労働力流動化をとまなうものであった。この後者の労働市場は、「地域限定的であるが、同時に業種間・企業規模間横断的であり、全業種・全産業的に競合する市場」（二四二ページ）であるので、「地域包括最賃の主要な市場条件はここにあった」（二四一ページ）と教授は述べられる。国家独占資本主義の労働力政策が創出したこの新しい市場的条件に照応して、「市場底辺賃金の規制のポイント」を、「地域別方式を必然的なものとして理解すること」（二四二ページ）においては、公益側も同盟側も共通

してたと述べられる。そして、両者の立場の相違点が、公益側、続いて行政当局の「譲歩」によって收拾され、七〇年九月の中央最賃審議会の基本答申において地域包括最賃が登場するに至ったのも、「それが地域分断的であったからである」(二四二ページ)と述べられている。

教授がなかでも重視されているのは、この地域包括最賃がもつ「地域分断」的性格についてである。わが国の最賃制の基本的特徴のひとつは、業者間協定化方式がいずれが「一貫して分断的である」ことであるが、この新しく登場した地域包括最賃の本質は、そうした分断性の、新しい条件に対応して「最も『適合的』形態における再編であった」(二四三ページ)と述べられる。そして、地域分断的最賃制も、全国・全産業(統一)的最賃も、いずれも「全国・全産業の労働者に適用される最賃制」の一形態であるといっても、「労働の社会化の最高度の発展としての国独資のもとにおいては、その政策機構に全労働者・全国民を包摂する機構を不可避としている」のであって、前者(地域分断的最賃)は、後者(全国・全産業(統一)的最賃)にたいして「異質的であるばかりでなく対立的ですらある」(二四二ページ)と述べられている。

坂寄俊雄・塩田庄兵衛編『労働問題の今日的課題』(向井)

すなわち、分断的な最賃制においては、「労働基準の制度的保障の機能が弱められ」、まして、「ナショナル・ミニマムの要としての制度的保障の機能はほとんど果されない」ために、他の勤労諸階層の生存権保障の諸機構との関連を稀薄化し、「国民春闘」の機構的条件を見失わせ、その結果として、「最賃制は地域労働市場底辺の賃金問題に矮小化される」(二四三ページ)ことを強調されるのである。

教授が、なにもまして重要な問題点であるとされているのは、この分断的最賃が、職場と地域に基礎をおく全国・全産業の労働者の統一闘争、勤労諸階層との統一闘争の結集点のひとつを分断し、その統一目標を混乱させ、「改良的要求の発想そのものに分断性が滲透し、改良主義に誘いこまれる要因が拡大した」(二四四ページ)ことである。そして、同盟は地域別最賃決定の理由を賃金の「甚だしい地域格差」に求めているが、「それは論理の短絡でなければ、すりかえといわねばならない」(二四四ページ)と述べられる。「全国一律額制の条件を欠くとすれば、地域減額制または積上げ制を付した全国・全産業的最賃制とすればよい」とされ、そのモデルをフランスの一九五〇年法による最賃制にもとめられている

二八三(二七二)

る。さらに、同盟が主導したこの「地域分断的・職権的最賃決定機構」の成立は、「国独資のいわば中期的最賃政策に適合するものであった」（二四四ページ）と述べられている。

地域包括最賃の決定機構について、教授が重視されているのは、最賃法第一六条件にもとづくいわゆる審議会方式の権限と機能についてであり、最賃額決定基準としての「目安」がもつ問題点である。七〇年の地域包括最賃の成立は、「地域分断的であることを固めながらも、職権的最賃決定機構に一定の実質的変化をもたらす契機となった」（二四五ページ）と述べられる。また、いわゆる審議会方式については、それがただちに職権の性格を脱皮したわけではないが、「職権に対する審議会の権限と機能の相対的強化、とくに労働組合が協定賃金を未組織労働者に波及させうる機構のひとつとして、その可能性の制度的保障の観点から、段階を画することが妥当と考えられる」（二四五ページ）と述べられている。教授は、この点について、「その理論的必然性がないにもかかわらず、他ならぬ地域別最賃においてこの審議会方式が実際には発足した事実」（二四六ページ）に注目されており、同盟ばかりではなく総評もそのための「主体的条件」をほとんど

欠いているもとで、この方式が発足したことは、「地域包括最賃の要求の抽象性」を結果し、同時に、「審議会方式にかなる機能を託すかを大衆的に明示しえぬままの出発ともなった」（二四六ページ）と述べられる。さらに、この方式は当初依然として職権の性格を濃厚に残すものとなり、地域包括最賃の上限を失対賃金の下限で画するという労働行政の強い指導に端的に示されたように、国家独占資本主義による職権の統制機構として、「国独資の賃金決定機構と所得保障決定機構を連結する環」（二四六ページ）として位置づけられたと述べられている。教授が意図される主要な課題のひとつは、そうした決定機構の民主的改革の方向を明確にすることである。

七五年の地域最賃闘争によって、労働省の行政指導は後退を強いられ、地域的審議会機構は「その改良的機能を働かせはじめた」が、それは「地域分断的最賃決定機構の内在的矛盾の急激な顕在化」（二四七ページ）でもあったと述べられる。産別最賃と地域最賃との関連、最賃額の表示単位期間のとり方など、地方審議会の審議にたえかねる問題がせきを切るように顕わとなったのであり、問題の核心は、「すべての矛盾

の根源である現行の地域分断的・『審議会』的最賃決定機構を、全国・全産業的・民主的最賃決定機構に改革するか、現行決定機構を中央審議会の『機能強化』によって補強・再編するか、の二者択一（二四七ページ）であったと述べられている。そして、軌道は、この中央最賃審議会の「指導性の強化」にむけて敷かれたのであり、それは「同盟がはじめから主張していた方向でもある」（二四七ページ）と述べられる。

そのための措置の主要なものとして登場したのが、七七年一月の中央最賃審議会の答申にもりこまれた「目安」の設定である。七八年七月の同審議会の総会で七八年度の目安額が答申された。目安決定時の全国的統一闘争、地賃決定時の目安突破の全国的地域最賃闘争、大衆闘争を審議会審議に結合しようという総評の方針は全国的に空しい結果になった。教授は、その現局面を、「中央審議会の『機能強化』による決定方式と決定基準の安定化⇨固定化によって、基本的には国独资の地域分断的最賃決定機構の安定化⇨固定化が保障されるに至った」（二五一ページ）と把握されるのであり、この過程において顕在化した内的矛盾を、「産業別最賃および失対賃金との関連」および、生活保護基準の水準ならびにその三

級地の問題との関連に見出されている。すなわち、「再編・補強された地域的分断最賃決定機構は、国独资の賃金決定機構におけるその比重を高めることになった」が、「賃金・協約賃金・法的産別最賃・地域別最賃・失対賃金・保護基準、その相互連関・内的矛盾は、これをめぐる対抗関係の激化をもたらさざるをえない」（二五一ページ）と述べられるのである。

地域別最賃の実態を、その機能の側面から教授は四点にわたって検討されている。第一には、その「決定基準と機能に一定のパターンが形成されてきている」（二五三ページ）ことである。他地域との均衡が事実上主要な決定基準のひとつとされていることの結果として、改訂の時期ばかりでなく、引上げの率および額のばらつきも整理・平準化の傾向を急速に進み、また地域間格差の縮小も進んでいる。第二に、地域別最賃の市場底辺賃金にたいする機能について、それが一定の改良的效果を果していることは否定することはできないが、平均賃金との比較からすれば、「その相対的格差は決して縮小傾向を辿っているとはいえない」（二五五ページ）のであり、新規学卒市場の底辺へのその接近についても、要因のひとつ

は「最近における資本の初任給に対する重圧にある」（二五五ページ）と述べられる。改良的機能の主要な指標であるその影響率も、「それは二〜三％程度」（二五五ページ）と推計されているのであり、また、女子労働者の賃金にたいする改良的機能も決して著しいものではなく、その特徴的な傾向としては、「調査時期と最賃改訂時期との関連から、その年度賃上げの追認の制度として機能しているというほかない」（二五六ページ）ことである。第三に、地域別最賃のうえにまつまれる産業別最賃についても、発効時期などによる機能弱化作ともに行っているばかりでなく、地域別最賃においては殆んど解決されてきた設定様式の問題をいまなおかかえており、設定様式の複雑化によって、「最賃制の真の機能を失わしめる可能性をはらんでいる」（二五九ページ）と述べられる。ここに、「産業別協約最賃とともに産業別法的最賃の問題が重点課題となる」と述べられるのであり、第四には、失対賃金、とくに生活保護基準との相対的関連において、最近では最賃額の低下傾向が現われていることであり、ナショナル・ミニマムの要としての最賃のこの傾向は「失対賃金、生活保護基準、ひいては他の社会保障給付水準のひき上げに重い障壁と

なる」（二六〇ページ）ことを指摘されているのである。

最賃制とその闘争の今後の展望として、教授が提起されているのは、「現行決定機構の固定化が、その活用しうる側面であった地域を基礎とする大衆闘争を困難にした事実」を重視する必要であり、「大衆闘争の再組織と、全国的・全産業的最賃決定機構や軸とする制度改革」（二六〇ページ）の課題である。現行最賃制は、七八年度の中央最賃審議会による目安の答申と、各都道府県最賃審議会によるほぼ目安どおりの地域別最賃額の決定によって、「中小企業春闘賃上げ額の未組織労働者への拡張適用の機構としてほぼ固定化された」のであり、同時にそれによって、「国独資の賃金決定機構に『安定的』にくみこまれた」（二六〇ページ）と規定される。そして、産別最賃と地域別最賃との大衆闘争の再組織がなされないかぎり、「地域分断的機構において、格差の縮小には明らかに限界がある」（二六四ページ）ことを強調されている。産別最賃については、まず一六条方式による法的最賃をどう位置づけるか、そのことによって、固定化した決定機構のひとつの突破口をつくりだすことを課題とされるのであり、第一一条方式の活用の課題についても指摘されている。地域別

最低賃金については、それが賃金闘争と改めて結合されるとともに、反独占・民主的独占規制の立場からの地域産業・地域経済の発展、下請け単価切下げ阻止闘争、さらには住民生活をもる諸闘争と結合されることの重要性を提起されている。そのために必要とされるのは、日本の企業別組合にとつての「地域共闘の特別の重要性の認識を深める」ことであり、それが「企業主義の大衆的克服の問題と根本的に関わっている」(二六二ページ)ことである。そして、こうした方向への最賃闘争の戦後の努力が実らないうちに、「高度成長下の労働運動は、六四春闘を契機に国独資の賃金決定機構に包摂されていき、この問題意識とくに組織論の地盤は沈下した」(二六二ページ)ことにたいする反省である。さらに、六四春闘の「前段」における最賃闘争のピークをささえた力の源泉が、地域の統一闘争にあったことである。

最賃制闘争の主体形成を促進する最大の要因は、六四春闘の「前段」にみた産別地域ブロック・地協組織に萌芽を見出すことのできる「産別地域組織、これをめざす組織的努力」(二六二ページ)であることを、強調されている。そうした大衆闘争の再組織によって、産別賃金および地域別最賃の課題

坂寄俊雄・塩田庄兵衛編『労働問題の今日的課題』(向井)

二八七(二七五)

が大衆的に追求されるとき、それは必然的に「決定機構の地域断片性と『審議会』の構成の問題に直面せざるをえないであろう」と述べられ、「最賃制の民主的制度改革の課題が不可避である」(二六二ページ)と提起されている。そして、労働組合運動が現に提起している方針ないし展望について、総じていえることは、「制度改革の要求提起の停滞である」(二六二ページ)ことをきびしく指摘されている。同盟についてはかりでなく、春闘共闘の最賃制プロジェクトの問題提起においても、「全国一律額制に問題の重点はおかれており、最賃決定機構改革の問題は第二義的位置をあたえられているにすぎない」ことであり、そのために、「制度の民主的改善の問題が実践的に提起されていない」(二六三ページ)ことである。さらに、「国独資の政策機構は、なんらかの改良を内包して全労働者・全国民を包摂し、その『体系と支配』の体制を構築ないし再編する」のであって、「この改良的側面を無視すれば、運動の孤立化は免れない」し、この側面を利用しながら、「その制度の矛盾・偽まん性を大衆的に明らかにし、真の民主的改良の路線を具体的に示すことが肝要」であり、「最賃制闘争は、その試金石である」(二六三ページ)と

強調されている。そして、そうした展望を左右する大きい要因は、「最賃制を経済民主主義の一環として位置づけうる闘争を組織できるかどうかである」（二六二ページ）と述べて結ばれている。

「総じて独占に対する民主的規制の闘争との結合こそ、最賃制の民主的改革の環をなすといえよう」（二六四ページ）との課題にむけて、現行最賃制の決定機構とその機能を、その運用の主軸にある地域包括最賃をめぐって分析され、当面する最賃闘争の「中・長期的展望」を明確にしようとされたのが、教授のこの論稿であった。労働基準の制度的保障と最賃制との関連、また、ナショナル・ミニマムの要としてもつその制度的保障の位置と役割、そして、最賃闘争における労働組合の地域共闘課題の明確化など、そこから多くの示唆を評者はあたえられた。ただ、当面する民主的制度改革の進め方との関連で、この制度が現実にも果している機能をいまずし掘り下げて御教示いただきつつのように思われる点もないわけではないが、教授の明示された「中・長期的展望」にむけて受けとめたいと思う。

終章である第一章には、わが国の社会保障制度がもつ歴

史的品格と、社会保障の実現をめざした戦後の運動経験について、その諸経過を概括された坂寄俊雄教授の論稿がおさめられている。戦後社会保障の民主化の課題は、憲法第三章の「国民の権利及び義務」の各条の規定にかかわらず、「労働者階級および勤労諸階層の人格ある人間生活を、社会的なぐれて国家的に保障する措置」（二七七ページ）でなければならなかったといわれるのが、教授がこの論稿で明示されている基本的な理解である。それは、社会保障の実現をめざす国民の権利を、「生存権を規定した第二五条にのみ狭くかわらせるのではなく」、「主権者たる国民の基本的な権利を基礎にすえて」、「国民の権利全般にかかわらず、すなわち第三章の各条の規定にかかわらず社会保障を考察する」（二七六ページ）ことへの提唱である。こうした方向にむけて教授は、戦後社会保障の出発点をめぐる評価について、従来の研究成果にたいする重要な反省課題を提起されている。

敗戦直後の社会保障にかかわるわが国の諸施策について、それが、「戦前および戦時中の諸施策を抜本的に改正し、主権者たる国民の基本的な権利を保障する観点において行なうとするものではなかった」（二八一ページ）ことを、どのように

再検討するかという課題である。社会保障の実現をめざした戦後の運動経験と、それが当面している状況を打開する方向を、そうした反省をふまえて明確にする必要である。そして、戦後社会保障の民主化は、「終戦直後に制定された労働組合法や労働基準法などは質的に相違していた」（二八〇ページ）こと、すなわち、それは、「社会保障、社会福祉に関する敗戦までの国家的諸施策が遅れていたために、戦後の諸立法の制定が進んだようにみえるが、日本国憲法の国民の権利および国民の生活の実態にてらしてみると、社会保障の戦後改革は基本的に正しくなかった」（二八一ページ）ということについての「再検討」が、現在の時点に立ってみると基本的な必要であると述べられるのである。さらに、「社会保障を要求する側のたたかひの遅れとの関係において」、「こうした点について「正しく指摘する研究がなされてきたか」という点では、不十分だったと考えられる」（二八三ページ）と主張されている。「主権者たる国民の基本的人権」の保障とその発展にむけて、戦後の「社会保障制度の展開と運動」にみた主要な諸経過を、あらためて明確に捉え返そうとされることから、この論稿で教授の意図されている課題である。

坂寄俊雄・塩田庄兵衛編『労働問題の今日的課題』（向井）

二八九（二七七）

戦後社会保障のたたかひを遅れさせ、「社会保障の諸制度の整備・充実が今日までなされずにいる客観的基礎」を、教授は、その政治・経済的ならびに社会的な「歴史的欠如の二つの問題」（二六七ページ）について指摘されている。ひとつは、「大日本帝国憲法下の無権利」状態についてであり、「議会制民主主義の実態がなく、大部分の国民は一方面的被支配者・無権利者の状態におかれていた」ことである。そして、それを「わが国の戦前の社会保険制度や救貧制度などの発展にかかわらせて、わが国社会保障の歴史的発展の遅れが理解されてきたか」という点では、必ずしも十分とはいえないように思われる」（二六八ページ）と述べられる。いまひとつは、「救貧制度および社会保険制度がわが国で戦前においてどのように生成したか」（二七二ページ）にかかわる問題点である。絶対主義天皇制確立期の恤救規則の制定になった役割についてはいまでもなく、わが国における社会保険制度の最初の実施も一九二七年であったことである。わが国における最初の社会保険制度としての、この健康保険法の実施がもった役割については、劣悪な労働条件にある小・零細企業の労働者や臨時工などが、工場法および健康保険法から除外され、

大企業ではこの法にもとづいて設置された健康保険組合が、実質的には事業主による恩恵的な労務管理施策と結びつけられたこと、また、健康保険制度のなかに、工場法や鉱業法で事業主の賠償責任を一応規定していた労働災害にたいする給付がふくまれたことは、「労働災害の無過失賠償責任」という基本的問題にかかわる重要な問題を残すもの」であったことなどを指摘され、「労働組合法の欠如と労働時間短縮などの労働者保護法の低劣のもとに、健康保険法が成立したことによって、健康保険制度は本来の社会保険制度として機能をもち得るものではなかった」（二七二ページ）と総括されている。そして、やがて国家総動員法（一九三八年制定）のもとで、一九四二年の労働者年金保険法（四四年に厚生年金保険法に改訂）の制定に至っては、「戦時社会政策というものではなく、戦時経済政策の一環」（二四三ページ）としての役割をになわされたと述べられる。

戦後民主化のもとで社会保障制度がめざすべき第一の課題は、その「戦時的性格の払拭と民主化」（三三七ページ）であった筈であり、アメリカ占領軍の主要な占領政策としても、太西洋憲章（一九四一年八月）の第五原則にいう、「あらゆる

改良された労働水準、経済的進歩、社会保障を確保する目的を以て経済分野におけるすべての国家の完全なる協力をもたらすこと」の規定をふまえて、「わが国の新たな社会保障の体制的整備を組み込むべきものであった」（二七四ページ）といわれるのが、社会保障の戦後改革をめぐる教授の見解である。さらに、教授はこうした視点から、主権者としての国民の権利および義務について定めた憲法第三章の各条の規定を、社会保障の諸制度の整備拡充を基礎づけるための法的礎石として重視されるのであり、一九四八年の労働基準法案が参議院で可決された際に、「本法の施行と併行して社会保険および公的医療機関の整備充実をはかること」という希望条件がつけられたことにもふれられて、日本国憲法、労働組合法、労働基準法などが労働組合運動にささえられて成立したことで、戦後の「社会保障演出のための舞台装置がととのった」（二七七ページ）と述べられる。そして、それにもかかわらず、従来の救貧制度であった救護法に代わって戦後最初に実施された生活保護法が、生活保護基準の低さとならんで、「その適用をうけられないいわゆるボーダライン層を広範につくり出した」（二七八ページ）ことなど、その後の労働者

災害保険法（一九四七年）や失業保険法（一九四七年）の成立をはじめとする一連の諸制度にしても、「日本国憲法が保障した国民の権利、直接的には憲法第二五条の生存権すらも保障する国家的構造を実際に実現するものではなかった」（二八〇ページ）ことを明確にされている。

労災保険法の実施に対応する厚生年金保険法の改正にしても、「敗戦を契機に積立方式を賦課方式に改め、敗戦による高齢退職者に老齢年金を支給できるようにすることが戦後のこの制度の民主化の要でありながら、この改正には全くふれられず」（二七九ページ）、その膨大な積立金は大蔵省が管理し、政府の財政経済政策のために利用され続けたことである。そして、四七年一二月の児童福祉法の制定にしても、「社会保障としての家族手当法の創設が本来は必要であった」（二八〇ページ）ことを無視して、児童の養育費にたいする所得保障を行わず、四九年に制定された身体障害者福祉法にしても、「身体障害者が国民の一員として生活してゆくために必要とされる諸構造を国家的に保持しようとするものではなく、……更生のための諸種の援助施策を行なうにとどまった」（二八〇ページ）ことなどである。

坂寄俊雄・塩田庄兵衛編『労働問題の今日的課題』（向井）

戦後におけるわが国の社会保障の要求運動について、教授は、「社会保障を獲得する主体の運動面での未成熟との関連で、社会保障部面での民主化の不徹底と遅れとを理解する必要がある」（二八三ページ）ことを、かねてからの自説をふくめて従来の研究成果にたいする反省として提起されている。そして、「単独講和・日米安全保障条約締結後の社会保障運動」について、こうした視点からそのいくつかの問題点を検討されるのであり、その過程において、「社会保障制度審議会が一九五〇年の『勧告』以来努力してきた社会保障制度の統一整備が、終止符を打たれ」たこと、そして「社会保障部面における差別適用を固定化させ、ひいては労働者階級としての社会保障における利害の相違を利用しての統一したたたかいを、困難にさせることに役立てられることになった」（二八六ページ）ことを重視されている。そうした政府の政策転換が進むなかで、労働組合の戦後社会保障闘争として最も重要な成果であったとして教授が注目されるのは、一九五二年に全国自由労働者八〇万人をふくむ失業者や土建労働者が日雇健康保険獲得同盟に結集して、翌五三年に日雇健康保険法の制定を実現した運動の経験である。しかしながら、この

画期的な運動経験も、「それを全労働組合の社会保障のたたかいに発展させえなかった」（二八七ページ）ことを問題点とされている。

社会保障の要求主体にみる運動の困難さは、一九五七年に政府が発表した「国民皆保険計画」のもとで、五九年一月実施の国民健康保険法の全面改訂と同年四月制定の国民年金法をめぐって、国民健康保険制度については組織労働者には直接的にはほとんど全くかわりがなかったことから、また国民年金法についてはその制定そのものに反対するということがあったから、それらの内容を改訂するための運動を「十分あげえない面をもった」（二九一ページ）ことや、さらに、六〇年代における政府管掌健康保険の財政赤字による保険料引上げおよび、厚生年金保険の三回におよぶ保険料率と標準報酬の上限引上げなどにたいして、「全国的なたたかいが組織されないまま経過した」（二九五ページ）ことなど、六〇年代の諸問題についてもいくつか指摘されている。そして、六〇年代後半からは、地域住民の保育所要求、公害反対、老人医療無料など運動が、地域の労働組合の運動と提携して高まり、地方自治体首長・議員選挙における革新統一行動が進め

られた時期でもあったことをふまえて、「七〇年代における労働組合の社会保障のたたかいの培養期」（二九五ページ）の時代であったと述べられる。なお、順序は前後するが、五三年三月米防衛相互援助協定を背景とした、五四年度国家予算案における社会保障関係諸経費の大幅削減にたいする、社会保障関係労働組合を中心に地方自治体関係者までふくめた反対運動が、政府案の撤回と譲歩を獲得したことの意義について、教授が「今後の研究課題として残しておく」（二八八ページ）と指摘されている論点に注目しておく必要がある。それは、「政府側において社会保障が国民生活にどのような大きな関係をもってきているかについて認識の甘さがあった、ということも見落してはならないのではなからうか」（二八八ページ）という問題である。

「今後の社会保障のたたかい」にむけて、教授が検討されているのは七〇年代の諸経験についてである。「社会保障を必要とする事態への対応の遅れをとりもどしながら、しかも労働組合のたたかいが継続しない」（二九八ページ）という状況のなかで、七三年には春闘共闘傘下五三単産、三五〇万人による年金統一ストライキが組織され、「四野党年金改善

案」の共同提案をはじめとする国会内闘争に連動した。定年延長、退職金増額などの企業内闘争において老後生活の保障を要求してきた労働組合が、その過程を通して「退職者の組織化の運動を進展させながら社会保険による年金改善のたまたかいを組織化し」（二九七ページ）たのであり、年金の物価スライド制が獲得されたのであった。また、前年の七二年には、老人福祉法の一部改訂によって七〇歳以上の老人にたいする、いわゆる医療費無料化制度が発足して、「老人福祉法による健康診査と治療措置とを連結」（二九七ページ）させることが実現された。そして、七四年の石油ショックを契機とする長期的不況は、社会保障、社会福祉の財政問題から「福祉見直し」、「受益者負担」論を政府、経済団体ばかりでなく、一部の研究者や評論家にまで主張させているのであり、そうした動きを集中的に表現したのが、七四年の雇用保険法の成立であったと述べられる。「雇用保険法による四事業は社会保障のための法的措置といえるものではなく、ゆがめられたものに他ならない」（二九九ページ）ことである。社会保障、社会福祉の諸制度を抜本的に後退・改悪させようとする政策の強まりに対して、教授は、「勤労大衆の生活実態とのかかわり

坂寄俊雄・塩田庄兵衛編『労働問題の今日的課題』（向井）

において問題を鋭く画き出す必要」を強調され、「それは政治的意味においてではなく、日常生活そのものとのかかわりにおいて明らかにされなければならない」（二九九ページ）ことを提起されている。さらに、それが「憲法第一一条において国民に課せられた」（二九九ページ）ところの、労働組合および関係諸団体と研究者の課題であると述べて結ばれている。「主権者としての国民の基本的人權」の保障とその発展にむけて、戦後における社会保障制度の展開過程がもった問題点と、社会保障の実現をもとめる戦後の運動経験およびその当面している状況と課題を総括的に解明されたのが、本書の終章に位置する坂寄教授の論稿であった。教授は、社会保障の実現をめざす国民の権利について、「生存権の内容は、生命・健康と生活の物質的・経済的生活の側面だけでなく、精神的・文化的生活の側面をも同時にもつものである」（二七六ページ）ことを強調されている。多くの示唆をあたえられた論稿であり、できるだけ詳細にその論旨と論点を追跡してきたが、あえて望蜀の念を述べるならば、社会保障制度の行財政機構がもつ問題点について、いっそう明確にさせていたできたかった論点がいくつか残るように思われることである。

二九三（二八一）

ひとつは、それが「失業・不安定就業、社会保障、社会福祉の改善に反対するたたかいに、労働組合、民主的諸団体および政党がどのように運動を統一し、組織するか」(二〇一ページ)が問われている現局面において、その統一した運動の組織化を著しく困難にさせている重要な原因のひとつが、公的年金制度や医療保険制度などにみる多様な分立とその制度間の格差の広がりがあることにかかわっている。そしてそれを教授も述べられているように、「日常生活そのものとかかわりにおいて、明らかにされなければならない」(二九九ページ)ことであろう。「自助・相互扶助」論や「疾病自己責任」論など、社会保障制度の貧困を隠蔽するさまざまな政策イデオロギーにたいする批判の視点もそこからひらかれてくると思われる。そして、いまひとつは、社会保障における「公共性」という問題である。「主権者としての国民の基本的人権」に立脚した社会保障の実現をもとめる運動とは、まさしく、現在の社会保障制度の改革と拡充をそうした方向にむけて必要とさせるものであり、労働者階級と勤労国民諸階層の労働と生活の「公共性」にもとづいて、それを制約している諸条件を改革させずにはおかないものであろう。教授の

この論稿から学ぶ評者にとって、それが最大の示唆のひとつでもある。

四 結びにかえて

本書が刊行されてから二年間半余りも経過した頃になって、あまりにも時期遅れな書評となってしまうことをまず御寛恕いただきたいと思う。戦後日本の労働問題の展開過程は、とりわけ産業構造の重化学工業化を主導した独占的大企業の高度蓄積Ⅱ「高度成長」過程を通して、労働者総数を飛躍的に増大させ、その階級としての歴史的地位が、その構成の内部に重層する分断・格差構造とそれともなう深刻な多くの諸困難をつくり出されながらも、ゆるぎないものとなってきた過程であった。そしていま、編者も「はしがき」で述べられているように、資本主義の構造的危機が深まるもとで、「労資の階級的利害の対立はいっそう深く鋭くなり、労働政策にファシズム的色調が強まるに依じて、労働運動も新しい転換をせまられている」(ivページ)ことは、さらにきびしい現実となっている時期である。労働問題の研究における現代民主主義の課題とは何であるかを、それが対象とする研究領

域の多面的な広がりを見通しながら、研究方法についてもいっそう明確にされなければならない時期であろう。

本書におさめられた二一篇の論稿について、その基本的な論旨と論点をできるだけ間違いなく読みとろうと努め、いくらから望蜀の念を述べさせていたのだいたいの、こうした現実に対応するための評者の今後の手がかりをえようとするためであった。それらの論稿からえた示唆のいくつかを重ね合わせることによって、評者はいま、その課題を、職場と地域に基礎をおく労働者とその家族の自由で人間らしい発達を可能にする諸条件が、現代の資本主義経済の再生産＝蓄積の過程と機構がもつていかなる矛盾に規定されて、どのように形成されざるをえないかを追究するために、現代労働者階級論の実態をふまえた理論的明確化として構想したいと考えている。研究方法については、そのためには、資本の蓄積法則と労働者の階級としての結集と発達の合法的過程とを、相互に関連づけて統一的に把握する視点が明確にされなければならない、さらに、そうした階級主体発達の理論を、経済学の本来的な出发点であったはずの労働論の発展をめざす見地から、民主主義的権利とそれをめぐる法および国家論の次元にまで、

展開することを必要とさせるものであるといえよう。もとより、ひろく勤労諸階層の生存権保障の諸機構と関連づけて、当面する経済の民主的再建の課題とそれを可能にする条件にむけてである。その具体的な研究領域については、ますます深刻な高齢労働者の雇用と所得と医療・福祉をめぐる権利保障の課題をはじめ、未組織労働者の組織化に焦点を合わせて労働組合の地域における運動がなすべき役割など、本書では直接の対象とされていなかったか、または十分には扱われていなかった重要なさらにいくつかの問題群が、それらとかかわって浮上してこざるをえないであろう。思わざる誤読や、見当違いのために、妄評にわたった諸点が或いは文中にあったかも知れないことを、編者ならびに執筆者の方々に深く御寛恕を乞う次第である。

多面にわたって展開する現代日本の労働者と生活の社会的諸条件と、その担い手である労働者の階級としての主体的成長の諸過程を、それらにかかわる研究成果の蓄積とでざるだけ広く関連づけながら捉え返そうとすることは、本書にみるように長期にわたる共同研究の所産としてではなくては不可能に近いといえるであろう。本書は、すでに見たよう

に、戦後労働運動の時期区分を総論におさめ、階級構成分析の諸成果をふまえて、労働問題の研究の今日における基礎的要請ともいふべき雇用・失業問題をめぐる領域を、重点課題のひとつに位置づけ、労働法学からの接近、また、公務労働の理論と実践の到達点についての確認など、かなり広い視野から、最低賃金制と社会保障制度という制度要求的闘争の課題の明確化にむけて、そうした諸領域を総括的に把握する方向を拓こうとされるものであったといえる。そしていま、わが国の労働問題が「転換期にさしかかっている」(ivページ)といわれる状況に対応して、それぞれの個別化され細分化された研究領域を相互に関連づけながら、その研究対象がもつ全体構造と発展の方向を明確にすることが、従来にまして必要な課題となっている時期である。本書が、立命館大学人文科学研究所の労働問題研究会における共同研究の今後の発展にむけて、中間総括された里程碑としてばかりではなく、編者も述べられているように、「これからの労働問題研究の前進、労働問題そのものの合理的解決に展望をひらく」(ivページ)のために積極的な位置づけをもつことを期待したいと思ふ。